

平成26年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況一覧

岩手県総務部総務室
平成30年12月31日時点

特定のテーマ：県立試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

1 監査の結果（指摘）関連

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況（H30.12.31時点）	
			区分	措置内容
1	<p>■中間評価（外部評価）について【環境保健研究センター】 平成23年度から実施している研究課題「イヌワン個体群の生態的特性および遺伝的構造に関する研究」（研究予定期間：平成23～27年度）は、研究期間が4年以上の課題であり、平成24年度終了時点で研究開始より2年経過しているため、平成25年度中の外部評価で中間評価を受ける必要があったが、実施されていなかった。</p>	環境生活部	措置済	平成26年度に外部評価委員会において中間評価を実施した。 再発防止のため、要領の評価年を記載した研究進行フローを作成し、企画部門及び研究部門双方で確認している。
2	<p>■毒劇物の管理について（毒物の数量管理）【環境保健研究センター】 毒物の現物の内容量と薬品管理支援システムの内容量とが一致しない毒物が散見された。</p>	環境生活部	措置済	指摘の事項は、毒物を使用量で管理するか残量で管理するかの統一が図られていなかったことにより生じた不一致であり、センター薬品類管理手順書を一部改正し、残量管理によることを明示した。
3	<p>■海水ポンプ機械設備保守点検業務委託について（再委託の事前協議）【水産技術センター】 再委託に関する事前協議は行っているものの、口頭による確認のみであり、文書による協議は行われていなかった。 不測の事態が生じた時に、責任の所在を明確にするためにも、書面による協議によることが必要と考える。</p>	農林水産部	措置済	平成27年度から書面による協議を実施した。
4	<p>■毒劇物の管理について（毒物の使用管理方法）【水産技術センター】 薬品庫の毒物を現物確認したところ、開封済みの薬品を使い切っていないにもかかわらず新しいものを開封しているものや、使用実績に乏しく、未開封品であっても、使用期限や製造年月日の記載がなく、相当に古い薬品であることが推測されるものがあり、その使用方法、保管方法、管理方法に疑問を感じた。</p>	農林水産部	措置済	毒劇物の使用管理について、使用の都度、前回使用后、今回使用前の重量を確認するとともに、今回使用後の重量を管理簿に記載するよう、岩手県水産技術センター医薬用外毒物劇物危害防止規定を平成26年12月16日に改定した。 また、不要な薬品については、平成27年3月23日に処分が完了した。
5	<p>■公有財産の台帳への登録について【内水面水産技術センター】 旧公舎として利用していた建物が平成25年3月15日に「物置」に用途変更され、行政財産として台帳登録されている。実地監査における視察においては物置としての利用実態は見受けられず、地方自治法第238条4項の行政財産の定義には該当しないものとする。そのため、行政財産としての台帳登録は、適切な財産の状況を明らかにしているとは言えず、普通財産として台帳登録をする必要がある。</p>	農林水産部	措置済	旧公舎として利用していた物置3棟について、行政目的としての利用実態がないため、平成27年2月16日に行政財産から普通財産への類別換えを行った。

6	<p>■行政財産の使用許可について【農業研究センター】 岩手県職員労働組合（以下組合）は、自販機業務等を行っておらず、他者への委託を前提としているため、組合への使用許可が適切と言えるかどうか問題となる。 この点につき、設置場所の利用は貸付けによる契約方法も可能でありながら、あえて組合への使用許可を継続することに、公平性が確保されているとは考えがたいこと、県と自販機業者の直接契約によって貸付料収入を得られるにも関わらず、組合に対して使用許可をした上で自販機を設置させることで、収入の機会を逸していることの合理的理由が見当たらないことから、組合への行政財産の使用許可（使用料全額減免）は不適切であると考えます。</p>	農林水産部	措置済	平成27年度から行政財産使用料を徴収するとともに、貸付先については、組合の許可期間が満了する平成28年度から公募により決定し、貸付料を徴することとした。 なお、本館設置分の自動販売機については、平成28、29年度と応募者が少なく、貸付先を決定することができなかったため、平成30年度は設置台数を減らし再度公募を実施した結果、貸付先が決定した。
7	<p>■自家用電気工作物保安業務委託について【農業研究センター畜産研究所】 当該契約は、契約金額が1,090千円であり、県の会計規則で契約書の作成を省略できるケース（契約金額が1,500千円未満）に該当するため、契約書の作成を省略し、請書を徴しているとのことであった。 一方、本契約は、前金払支出の約定となっており、平成25年7月に全額前金払いしている。会計規則によると、本契約金額は1,500千円未満であるものの、前金払契約であることから、契約の締結にあたっては、契約書の作成を省略することはできなかった。</p>	農林水産部	措置済	自家用電気工作物保安業務委託契約について、平成26年度から契約書を作成し、契約条項による前金払いを行っている。
8	<p>■試験研究課題の評価に関する方針について【生物工学研究所】 評価の内容と方法に関する明文化されたルールが、当監査の実施時点においては整備されていない状況であった。ルールの明文化は、適切な評価が適時に実施されることを担保するために有用であるため、早期に完了することが望まれる。</p>	農林水産部	措置済	機関評価について、「公益財団法人岩手生物工学研究センター機関評価実施要綱」を策定し、平成27年3月5日から施行している。当該要綱において、試験研究課題の評価を「内部評価」及び「顧客評価」とし、評価の種類、評価の目的及び評価する課題並びに評価者、実施時期及びその様式を定めた。

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況 (H30. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
1	<p>■外部評価対象研究課題の選定基準【共通】</p> <p>研究課題については、事前評価（研究課題開始前の評価、課題として実施すべきか否かの評価）、中間評価（複数年にまたがる研究課題について中間時点で暫定評価）、事後評価（成果評価）が実施される。これらの評価は、各試験研究機関の内部評価を実施したうえで、外部専門家や外部有識者による外部評価を実施することとしているが、全ての研究課題を外部評価の対象としていない場合、外部評価の対象とするべき研究課題の選定方法や選定基準が必ずしも明確ではなかった。</p>	<p>環境生活部</p> <p>農林水産部</p>	措置済	<p>環境保健研究センター 意見No.9に記載（措置済）</p> <p>林業技術センター 意見No.4に記載（措置済）</p> <p>水産技術センター 意見No.19に記載（措置済）</p> <p>生物工学研究所 指摘No.8及び意見No.39に記載（措置済）</p>
2	<p>■毒劇物の管理方法【共通】</p> <p>毒劇物の管理方法については、「毒物及び劇物取締法」、「消防法」等の規定を参考に、各試験研究機関がそれぞれ、管理ルールを定めて運用している。試験研究機関によって、毒劇物の取扱量、使用頻度等に濃淡があるため、試験研究機関一律のルールではなく、試験研究機関ごとに独自のルールを定めて運用している。一方で、中には諸般の事情によりルールを定めていない、あるいはルールを定めただけで運用はこれからという機関もあった。</p> <p>このようなことから、毒劇物の管理方法について、各試験研究機関での管理方法や管理レベルにも差があることが感じられたところであるが、共通して問題意識を感じた点は、数量管理の方法についてであった。</p> <p>毒物については、数量管理は実施しているものの、現物の数量（残重量）と帳簿記録の数量が必ずしも一致しない機関もあれば、そもそも数量管理は本数単位での管理にとどめ、重量管理は実施していない機関も散見された。また、劇物については、使用頻度が高く、数量管理することが実務上煩雑であるとの理由により、必ずしも数量管理を行っていない機関もあった。</p> <p>それぞれの研究機関で、使用実態が異なるため、一律どうすべきであるかを論じることは困難であると考え、個々の研究機関の実情に応じ、管理レベルを決める必要があろうと考える。</p> <p>ただし、毒物については、少量で致死量に達する危険物であることから、厳正な取り扱いが求められること、盗難や不正使用防止の観点から、数量（残重量）管理を行うことが望ましいと考える。一方、劇物も少量で致死量に達する危険物であることは同様であるが、各研究機関での取り扱う劇物の種類の多寡や使用頻度に応じて、より実務的な管理手法の導入が必要である。例えば、少なくとも使用年月日と使用者の記録は継続記録として残すなど、使用履歴の事後検証可能性を担保する必要はあろうと考える。</p>	<p>環境生活部</p> <p>農林水産部</p>	措置済	<p>環境保健研究センター 指摘No.2及び意見No.14～17に記載（措置済）</p> <p>林業技術センター 意見No.7に記載（措置済）</p> <p>水産技術センター 指摘No.4及び意見No.24～25に記載（措置済）</p> <p>内水面水産技術センター 意見No.27～28に記載（措置済）</p> <p>農業研究センター 意見No.33に記載（措置済）</p>
3	<p>■コンピュータデータの管理【共通】</p> <p>コンピューターサーバーに保管すべき情報を明確に定めていない研究機関や、サーバー内の研究データや研究補助データを定期的にバックアップする等の手続きが行われていない研究機関が散見された。火災等のリスクに備える意味で、定期的にサーバーのデータを記録媒体等にバックアップをとり、サーバー室から物理的に隔離された場所などに保管するなどの情報セキュリティ対策を検討すべきと考える。</p> <p>また、会議等で外部に情報を持ち出す際に個人用のパソコンを使用する機会があるが、外部に情報を持ち出す場合のルール（持ち出す媒体や媒体からのデータの消去方針）が必ずしも明確になっていない研究機関もあった。</p> <p>情報の保管方法の他、利用の際に注意すべきこと等についての情報セキュリティに関する方針については「岩手県情報セキュリティポリシー」において規定されており、その具体的な対応については情報の重要性を加味し、各研究機関で管理の方法を決定することとされているが、情報セキュリティ管理が必ずしも十分とはいえない状況であった。</p>	<p>環境生活部</p> <p>農林水産部</p>	措置済	<p>環境保健研究センター 意見No.18に記載（措置済）</p> <p>林業技術センター 意見No.8に記載（措置済）</p> <p>水産技術センター 意見No.26に記載（措置済）</p> <p>農業研究センター 意見No.34～35に記載（措置済）</p> <p>生物工学研究所 意見No.41に記載（措置済）</p>

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況 (H30. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
4	<p>■外部評価対象研究課題の選定方法について【林業技術センター】 平成25年度に内部評価した試験研究課題12課題のうち、外部評価対象とした課題5課題の選定方法が、必ずしも明確ではなかった。 「岩手県林業技術センター機関評価及び試験研究評価実施要領」外部評価の対象とすべき研究課題の選定基準を明記し、該当する研究課題については漏れなく外部評価の対象とすべきである。 また、内部評価で意見の分かれた課題（継続主張者3名、見直し主張者3名）については、あらかじめ外部有識者の評価を仰ぐこととする等、必要に応じて外部評価の対象とすべき研究課題の要件を充実することにより、より広く外部評価を受ける機会を増やすことも検討すべきと考える。</p>	農林水産部	措置済	外部評価の対象とする研究課題を客観的に選定出来るよう、平成27年2月に「岩手県林業技術センター機関評価及び試験研究評価実施要領」を見直し、選定基準を明確化するとともに、必要に応じて外部評価の対象とする研究課題を選定出来るよう要件を追加し内容の充実を図った。
5	<p>■委託先選定方法について【林業技術センター】 「平成25年度林業技術センター樹木園及び敷地管理業務委託」の契約方法が指名競争入札となっている。 「県営建設工事競争入札参加資格者名簿」への登録を一般競争入札の参加条件とすることにより、確実な業務執行や、林業技術センターが指名競争入札としている理由の「不誠実な者の参加を防止する」ことも一定程度担保できると考えられることから、「不誠実な者の参加を防止する」ことを理由に、委託先の選定方法を一般競争入札ではなく指名競争入札とすることが合理的であるかが疑問である。</p>	農林水産部	措置済	平成27年度から契約方法を一般競争入札に改め、契約を締結した。
6	<p>■研修宿泊施設の稼働状況について【林業技術センター】 平成25年度の研修生宿泊人数はのべ383人であり、平成25年4月から平成25年12月までの金、土、日曜日、祝祭日、年末等を除く宿泊可能日に対する割合は8.56%と、稼働率が低い状況となっている。 林業技術センターにて実施される研修は森林計画制度や保安林等許認可事務等の基礎的な知識を習得するための「市町村林務職員等初任者研修」といった管理棟の研修室を利用する研修の他、林業機械研修・林業特研修といった主に屋外で実地研修を行うものも多いものの、林業技術センターが所在する地域では冬季の降雪量が多いため、冬場は屋外での研修の実施が難しい。 稼働率の向上が難しい現況と将来の維持管理費用の負担を勘案し、宿泊施設の存続意義について再検討する必要がある。</p>	農林水産部	措置済	<p>包括外部監査で意見を受けた以降、研修生への働きかけ等稼働率の向上に努めた結果、稼働率は平成27年度で17.78%となり、H25年度実績8.56%の約2倍となった。 今後、宿泊施設の稼働率を上げるためには、これまで以上に研修の回数を増やすことが必要となるが、現状の予算規模を拡大することは非常に困難な状況となっている。 なお、平成29年度は、宿泊施設の4室分について、いわて林業アカデミー研修生用の更衣室などに改築することとし、宿泊施設の部屋数を15室から11室に減らすこととした。 このような状況を踏まえ、当面、宿泊施設については運営を継続するものの、今後、施設の老朽化等に伴い維持管理費用が増大した時点で、宿泊施設としての運営の可否について検討することとしたい。</p>
7	<p>■毒劇物管理簿の整備について【林業技術センター】 保管されている薬品についての状況を調査した一覧資料は作成されているが、化学物質ごとの受払い記録がなされておらず、薬品の利用状況、保存状態、残量が網羅的に把握されていない。取り扱いを誤ると非常に危険な毒物・劇物に該当する化学物質も含まれており、盗難や不正使用を防止する観点からも、使用の都度管理簿による受払い記録、残高の管理を行い、定期的に実地棚卸を実施する必要があると考える。</p>	農林水産部	措置済	平成27年1月15日及び平成27年7月21日に「林業技術センター毒劇物等管理要領」を見直し、毒劇物等について、管理体制の明確化や点検記録簿の整備による受払及び残高管理の強化を図った。また、同要領に基づき、平成27年12月に毒劇物等薬品の棚卸しを実施し、在庫の確認を行った。 なお、廃棄薬品については、平成27年6月24日に産業廃棄物処理業者と委託契約を締結し、9月18日に廃棄処分を完了させた。

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況 (H30. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
8	<p>■外付けハードディスク（以下HD）の管理について【林業技術センター】 外付けHDは、林業技術センター施設内に保管されている。使用している日中はパソコンに接続しているが、業務終了し使用していないときにも、特段施錠できるキャビネット等に保管することなく、むき出しの状態でも保管されているとのことであった。 外付けHDには過去から蓄積されている研究関連データが保存されており、研究内容は公表されているものの、研究報告の背景となったデータやその他関連する重要なデータが保存されている。外付けHDは比較的容易に持ち運ぶことが可能であり、盗難等のリスクに備える意味で、日常業務に支障のない限り、業務終了後は施錠できるキャビネット等に保管する等のセキュリティ対策を検討すべきと考える。 また、火災等のリスクに備える意味で、定期的に記録媒体にバックアップをとり、外付けHDを保管する部屋から物理的に隔離された場所に保管する等のセキュリティ対策もあわせて検討すべきと考える。</p>	農林水産部	措置済	外付けハードディスクは、企画総務部内の施錠可能なキャビネットに保管し、常時温度測定を行うなど、適正な環境の保持に努めている。また、定期的に他の記録媒体にデータをバックアップしているほか、ハードディスクを災害時には優先して搬出すべき物品として位置づけており、データ保全には万全を期している。
9	<p>■外部評価対象研究課題の選定方法について【環境保健研究センター】 平成25年度に内部評価した試験研究課題17課題のうち、外部評価対象とした課題7課題の選定方法が、必ずしも明確ではなかった。 評価実施要領に記載されている「短期間で取り組む基礎研究」の定義を見直すことにより、外部評価の対象とすべき研究課題を明確にする必要がある。</p>	環境生活部	措置済	機関評価及び研究評価実施要領中、評価の対象を「基礎研究を除く」と改正し、定義を明確にした。
10	<p>■研究課題の中止理由について【環境保健研究センター】 平成26年度に継続予定の研究課題であった「里山における半自然草原の生物多様性保全に関する研究」の研究員が、災害復旧業務のため本庁に引き上げたことにより、当該研究は中止された。 復興業務を最優先しなければならない状況であることなどやむを得ない事情ではあることは十分に理解できるが、一方で、一人の研究員の欠員によって、必要な研究課題を中止せざるを得なくなる、環境保健研究センターの組織体制には疑問を禁じえない。</p>	環境生活部	措置済	1つの研究課題に対し、複数体制で取り組むとともに、研究方針等を協議する環境保健研究等調整検討会議の結果を主管課の人事担当にも情報提供し、中長期的に研究課題に取り組める環境を整えている。
11	<p>■外部資金の獲得について【環境保健研究センター】 受託研究収入、共同研究収入等外部からの収入（以下、外部資金等）を得て実施している業務はほとんどないのが現状である。 資金獲得の努力はしているものの、県の施策にマッチする案件になかなかめぐり合えず、共同研究の場合も、必ずしも共同研究機関の研究目的や目指すゴールが県の目標とマッチしないため手伝い程度の業務になりがちであり、資金獲得につながっていないとのことであるが、復興関連予算を除く県の予算規模が縮小傾向にある昨今、県の試験研究機関として、外部資金等の獲得実績に乏しい現況が適切であるといえるかが疑問である。</p>	環境生活部	措置済	受託研究を継続して実施したほか、新たに助成の採択を受けた研究を実施した。 また、競争的資金への応募や受託研究に対応できる人材の育成と研究支援体制の整備を図った。
12	<p>■切手の管理について【環境保健研究センター】 切手の保有金額が多額ではないかと思われる。 切手は現金同等物としての価値を有するものであり、過剰に保管されることにより、横領等の不正のリスクを誘引する又は盗難に遭った際の経済的被害が大きくなるという問題があると考えられる。</p>	環境生活部	措置済	切手の保有量を3か月程度とした残高管理を実施している。
13	<p>■高額備品の有効利用について【環境保健研究センター】 1階ホールにある東芝製の4面マルチビジョンシステムが導入当初の目的に沿った使われ方がされず、利用頻度が著しく低下していると言わざるを得ない現況が妥当であるとはいいがたい。</p>	環境生活部	措置済	マルチビジョンについては、来所者への告知やPRに積極的に使用するなど、活用の頻度を上げている。 (使用回数H26:6回 → H27:20回)
14	<p>■毒劇物の管理について（劇物の数量管理）【環境保健研究センター】 現状では劇物については、本数単位での管理のみであり、使用重量が把握されていないため、少量の盗難及び紛失の可能性を否定できず、管理が十分とは考えにくい。</p>	環境生活部	措置済	新たに「薬品類管理手順書実施細則」を策定し、使用者氏名及び使用年月日の登録について明示した。

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況 (H30. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
15	<p>■毒劇物の管理について（薬品の入庫管理）【環境保健研究センター】 検収後の薬品を薬品管理支援システムに漏れなく入庫登録したことをチェックする手続きがないため、薬品管理支援システムにて管理されていない、すなわちバーコード管理がされていない薬品が存在する可能性を否定できない。</p>	環境生活部	措置済	薬品の入庫管理については、新たに「薬品類管理手順書実施細則」を策定し、薬品の受入れ等登録の手続きについて明示した。
16	<p>■毒劇物の管理について（薬品の使用期限）【環境保健研究センター】 薬品管理支援システムに登録されている薬品の使用期限と実際の使用期限が不一致となっていることにより、本来は廃棄しなくてよい薬品を廃棄してしまうことによる無駄や、廃棄しなければならない薬品を検査等に使用することにより適正な結果を得られないといったリスクが生じる可能性がある。</p>	環境生活部	措置済	薬品の使用期限については、新たに「薬品類管理手順書実施細則」を策定し、薬品の廃棄・在庫登録等の手続きについて明示した。
17	<p>■毒劇物の管理について（薬品の廃棄及び処分）【環境保健研究センター】 薬品管理支援システムに入力された内容と実際に廃棄又は処分する薬品の現物とを照合する二重チェックのプロセスが行われていない状況であるため、実際に使用済みになっていない薬品であったとしても、薬品管理支援システムで空きビン処理さえてしまえば、管理を免れて持ち出すことも可能となるため、薬品が盗難又は紛失してしまう恐れがある。</p>	環境生活部	措置済	薬品の使用期限については、新たに「薬品類管理手順書実施細則」を策定し、薬品の廃棄及び在庫登録等の手続きについて明示した。
18	<p>■情報セキュリティ管理について【環境保健研究センター】 現在、コンピューターサーバー内の研究データや研究補助データのバックアップを定期的にとる等の手続きは行われていない。 火災等のリスクに備える意味で、定期的にサーバーのデータのバックアップを記録媒体等にとり、サーバー室から物理的に隔離された場所に保管する等の情報セキュリティ対策を検討すべきと考える。</p>	環境生活部	措置済	定期的にサーバーのデータを記録媒体にバックアップを取得し、サーバー室から物理的に隔離された場所で保管する運用へ意向した。（平成28年2月から）
19	<p>■中間評価対象となる試験研究課題の選定と実施時期について【水産技術センター】 「岩手県水産試験研究評価実施要領」及び「水産試験研究課題評価実施細則」において、中間評価は中期計画等で定める主要な研究テーマ等の重点的な課題について行われることとなっているため、本来は事前評価の時点で中間評価の対象となる課題を選定し、同時に中間評価の実施時期を決定することとなるはずであるが、中間評価を行う試験研究課題と実施時期が、事前評価の時点で設定されていない。 従って、適切なタイミングで中間評価が実施されない可能性を否定できない。</p>	農林水産部	措置済	平成26年度実施分から、岩手県水産試験研究評価実施要領等に基づき、水産試験研究評価委員会が事前評価を行った時点で中間評価の対象となる課題とその中間評価時期を決定している。
20	<p>■試験研究課題の評価の実施時期について【水産技術センター】 外部評価が予算の作成前に終了していない。 年度の試験研究課題の評価を実施し、その結果と対応方針を翌年度の事業へ適時に反映させるためには、翌年度の予算作成段階までに外部評価まで終了していることが望まれる。</p>	農林水産部	措置済	平成27年度は、評価結果が翌年度の予算作成に反映されるよう、8月5日に外部評価を実施した。
21	<p>■海水ポンプ機械設備保守点検業務委託について（随意契約理由について）【水産技術センター】 当該契約は、神鋼環境メンテナンス株式会社と株式会社富士電業社の2者による指名見積りに基づく随意契約となっている。 確かに、迅速な対応ができる技術員及び部品を有するのは、過去にポンプ設備関連業務に携わった同2者であるといえるかもしれないが、東日本大震災津波からの復旧に携わった株式会社富士電業社は、当時一般競争入札により選定された業者であることを考えると、本件業務が同2者にしかできない業務の特殊性があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するかが疑問である。随意契約を継続していくかどうか再検討する必要があると考える。</p>	農林水産部	措置済	平成27年度契約から、契約方法を一般競争入札に改めた。

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況 (H30. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
22	<p>■受贈切手の管理について【水産技術センター】 お年玉付き年賀はがきの賞品である切手シート（62円切手3枚、50円切手5枚）が、受払管理簿上、受入処理されていなかった。 賞品の切手とはいえ、公務に使用することができるのであるから、受払管理の対象とする必要があると考える。</p>	農林水産部	措置済	平成27年2月10日に郵便切手等受払簿へ受入処理した。
23	<p>■空気式防舷材設置工事について【水産技術センター】 従来、空気式防舷材については、重要物品として物品台帳及び重要物品管理表にて管理を行っていたが、平成25年度の更新に伴い、水産技術センターで、あらためて物品に該当するかを検討したところ、物品管理規則に基づく物品には該当しないことから、当該支出を需用費として処理することとした。 当該工事は、消耗品のように短期的に費消されるものではないこと、県の財産として現に存在し使用し続けるものであり、金額的にも重要であることから、需用費として処理することについては疑問であり、工事請負費として処理し、公有財産の工作物（雑工作物等）として財産台帳に登録し管理する必要があると考える。</p>	農林水産部	措置済	今後、同様の工事を行う場合は、工事請負費を計上し適正に処理することとした。 また、平成25年度に更新した設備については、平成26年度に財産台帳に登録済。
24	<p>■毒劇物の管理について（毒物及び劇物の数量管理）【水産技術センター】 毒物及び劇物とも、管理単位は容器単位での管理にとどめている。また、管理簿への記載については、購入又は廃棄した場合に、購入者又は廃棄者によって年月日、氏名、購入又は廃棄後の残高（開封何本、未開封何本）が記載されるのみである。 毒劇物は危険物であり、その取り扱いについては、誤用のないよう相当程度慎重に行う必要があるとともに、その保管方法についても不正使用や盗難等のリスクを極力排除できるような環境を設定する必要がある。 内部者による不正使用を防止する観点からは、容器単位での管理で十分といえるかが疑問である。</p>	農林水産部	措置済	毒劇物の使用管理について、使用の都度、前回使用后、今回使用前の重量を確認すること及び今回使用後の重量を管理簿に記載するよう、岩手県水産技術センター医薬用外毒物劇物危害防止規定を平成26年12月16日に改正した。
25	<p>■毒劇物の管理について（薬品庫の施錠）【水産技術センター】 薬品庫の鍵及び薬品庫内の毒物棚の鍵は、管理者の袖机に保管されており、当該袖机は施錠することができない。 危険物を保管している薬品庫へのアクセスを容易に行うことができないよう管理する観点からは、管理者が不在である場合や、業務時間終了後の当該鍵の管理としては、必ずしも十分であるとは言えないと考える。</p>	農林水産部	措置済	薬品庫の鍵及び毒物棚の鍵は、施錠可能な金庫内に保管するとともに、鍵持ち出し簿を整備・記入すること及び持ち出しに当たっては毒物劇物管理責任者の許可を得るよう、平成26年度から使用管理を徹底済。
26	<p>■情報セキュリティ管理について【水産技術センター】 会議、学会等のプレゼン時に個人のパソコンを使用する場合もあるが、個人のパソコンに当該データが削除されずに残った場合は、センター外部にパソコンを持ち出すことで、紛失や盗難のリスクにさらされることになり、情報管理としては適切ではないと考える。個人のパソコンを媒介する場合は移動後は必ずデータを削除する等、センターの情報利用の実態に即した情報セキュリティの管理方針を明確にすることが望まれる。</p>	農林水産部	措置済	情報の記録媒体による所外持ち出し・消去等記録票を整備し、平成26年度から適正な情報管理を徹底済。
27	<p>■毒劇物の管理について（毒物及び劇物の数量管理）【内水面水産技術センター】 毒物及び劇物とも、管理単位は容器単位での管理にとどめている。また、管理簿への記載については、購入又は廃棄した場合に、購入者又は廃棄者によって年月日、氏名、購入又は廃棄後の残高（開封何本、未開封何本）が記載されるのみである。 毒劇物は危険物であり、その取り扱いについては、誤用のないよう相当程度慎重に行う必要があるとともに、その保管方法についても不正使用や盗難等のリスクを極力排除できるような環境を設定する必要がある。 内部者による不正使用を防止する観点からは、容器単位での管理で十分といえるかが疑問である。</p>	農林水産部	措置済	平成27年1月26日付けで「岩手県内水面水産技術センター毒物及び劇物管理手順要領」を制定し、同日付けで「岩手県内水面水産技術センター医薬用外毒物劇物危害防止規定（平成26年8月1日制定）」を廃止し、以後、要領により、毒物及び劇物の適正管理を実施している。 また、以後、要領第8条の規定に基づき、平成27年1月30日現在、8月18日現在及び12月31日現在の計3回、毒物及び劇物の在庫量及び保管状況調査を行い、毒物在庫量一覧表及び劇物在庫量一覧表に記録し、その保管の適否等を文書化した。

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況 (H30. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
28	<p>■毒劇物の管理について（毒物及び劇物の使用管理方法）【内水面水産技術センター】 薬品庫の毒物を現物確認したところ、開封済みの薬品を使い切っていないにもかかわらず新しいものを開封しているものや、使用実績に乏しく、未開封品であっても、使用期限や製造年月日の記載がなく、相当に古い薬品であることが推測されるものがあり、その使用方法、保管方法、管理方法に疑問を感じた。</p>	農林水産部	措置済	<p>平成27年1月26日付で「岩手県内水面水産技術センター毒物及び劇物管理手順要領」を制定し、同日付で「岩手県内水面水産技術センター医薬用外毒物劇物危害防止規定（平成26年8月1日制定）」を廃止し、以後、要領により、毒物及び劇物の適正管理を実施している。</p> <p>また、要領第9条の規定に基づき、不要になった毒物及び劇物は、平成27年8月1日に株式会社環境整備と産業廃棄物処理委託契約を締結して、9月30日に委託業務を完了し、産業廃棄物として適切に廃棄した。</p>
29	<p>■情報セキュリティ管理について【内水面水産技術センター】 デスクトップ型のパソコンに保管されている情報については、施設自体の施錠等を通じて、外部漏洩及び盗難の対策が図られているものの、自然災害や事故等、万が一の事態に備えて、パソコン以外の記録媒体へ情報を保管するなどの明確なルールが決められていない。</p>	農林水産部	措置済	<p>平成27年8月7日付で「岩手県内水面水産技術センター職員端末機器内部の電磁的記録媒体情報バックアップ要領」を制定し、以後、要領により、定期的なバックアップの実施及び外付けハードディスクドライブの盗難防止対策等を行っている。このための外付けハードディスクドライブは、7月30日に購入した。</p> <p>また、要領第2条の規定に基づき、8月以降のデータバックアップは、「電磁的記録媒体情報バックアップ実施記録簿（平成27年度）」に記録のとおり、全職員が月1回実施した。</p>
30	<p>■委託先選定方法について【農業研究センター】 平成9年度より継続的に随意契約とされてきた、公益社団法人岩手県農業公社とのほ場管理業務委託契約につき、直近5年間に於いて他の委託先候補の有無に関する調査を実施しないまま随意契約先として選定されている。</p> <p>試験研究機関のほ場という特殊性はあるものの、必ずしも特殊なほ場管理技術を要するものではないと考えられること、他県において、ほ場管理業務を入札案件としている事例も見受けられること、平成9年度に実施した調査の段階から10年以上経過しており、その間に農業研究センターの要望を満たすような業務を実施できる業者が現われている可能性も否定できないことから、委託先の選定方法を見直す余地があると考えられる。</p>	農林水産部	措置済	<p>平成27年度の業務委託については、公募の手続きの結果を踏まえて公益社団法人岩手県農業公社と随意契約した。今後は、3年毎に同様の手続きを経て新規参入者の有無を確認しながら対応する方針である。</p>

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況 (H30.12.31時点)	
			区分	措置内容
31	<p>■ふれあい公園（農業科学博物館）について（農業科学博物館（以下博物館）の管理運営）【農業研究センター】</p> <p>博物館の入館者数は、設置初年度の有料入館者数は7,000人超であったものの、それ以降は年々減少し、この十数年間は現在の1,000人台で推移している。</p> <p>収支のうち収入面に関しては、有料入館者数に応じて料金収入が増減しており、平成25年度は262千円であった。一方、支出面に関しては、平成25年度の支出総額は18,926千円（公園内の田畑の管理費6,165千円含む）で、収支差額は△18,663千円となっており、入館料収入は公園の管理運営コストに比べて微々たる額であることがわかる。</p> <p>もちろん、博物館は、収入によって儲けを生み出すことを目的に運営している施設ではないが、一方で、毎期18,000千円超の県費を投入して運営を継続することについて再検討することを申し入れた。</p> <p>再検討に際しては、運営を継続した場合であっても、近い将来、博物館施設設備の老朽化に伴う維持修繕費用の増加等、主として博物館の運営を維持するためのコストが上昇局面に転じる際には、博物館を運営し続けることの効果と、県費の支出を継続することの比較考量により、博物館の存在意義について改めて検討する必要があると考える。</p>	農林水産部	措置済	<p>農業研究センターとして、農業ふれあい公園のあり方の基本方針について、取りまとめた。</p> <p>【基本的な考え方】</p> <p>農業ふれあい公園の利用者は年間2万人程度で推移しており、地域に溶け込む、親しまれる施設として認識されている。このため、運営を中止することは、県民に対するサービスの停止、不利益を与えることから、利用者の現状水準の維持に努めて事業を継続して行うことを基本とするもの。</p>
32	<p>■ふれあい公園（農業科学博物館）について（加工工場の有効活用）【農業研究センター】</p> <p>加工工場は、博物館の附属設備として、博物館設立と同時に建設された施設であり、食品加工の体験や農業生産者による実習・実験ができる場として、広く県民に開かれてきた施設であったが、農家の高齢化に伴い利用者は減少し続け、現在は年に数回使用される程度となっている。</p> <p>博物館については、上述のとおり、費用対効果を勘案しての運営の維持継続の検討を申し入れたところであるが、加工工場に関しては、年間稼働日数が数日とほとんど稼働していないといっても過言ではない現況が危惧されることである。</p>	農林水産部	措置済	<p>農業研究センターとして、農業ふれあい公園のあり方の基本方針について、取りまとめた。</p> <p>【基本的な考え方】</p> <p>農業ふれあい公園の利用者は年間2万人程度で推移しており、地域に溶け込む、親しまれる施設として認識されている。このため、運営を中止することは、県民に対するサービスの停止、不利益を与えることから、利用者の現状水準の維持に努めて事業を継続して行うことを基本とするもの。</p>
33	<p>■実地棚卸について【農業研究センター】</p> <p>実地棚卸に関する明文化された規定がないことから、各部署の毒劇物の管理水準に差が生じている。これにより、適切に実地棚卸を行っている部署では受払簿の数量と実際の数量の一致を確かめていることから紛失等のリスクに対応できているが、反対に実地棚卸を行っていない部署では紛失等のリスクに適時に対応できない可能性がある。</p>	農林水産部	措置済	<p>平成26年12月12日に「毒劇物等の管理及び事故等対策要領」を改正し、定期的在庫確認（いわゆる実地棚卸）の実施について時期等（年間2回、4月及び10月実施）を明記した。</p> <p>改正した対策要領に基づき、年間2回、4月及び10月の定期確認に併せ、受払簿と在庫確認を実施し管理の徹底を図っている。</p>
34	<p>■コンピューターサーバー室の物理的セキュリティについて【農業研究センター】</p> <p>コンピューターサーバー室の位置及び管理状況からすると、比較的人の出入りがある場所にサーバーが設置されており、物理的セキュリティが十分でないことから、不正アクセスや情報漏えいの可能性が否定できない。</p> <p>今日においては、ITを利用した情報管理は電気や水道と同じような基本的なインフラであり、組織の根幹に関わるような重要な情報も取り扱うことから、十分な対応が必要と考える。</p>	農林水産部	措置済	<p>平成27年2月9日に制定した「岩手県農業研究センター会議室等の使用要領」に基づき、常時施錠及び入室使用（入退室）記録簿への記帳を実施し、入退室管理を徹底している。</p>
35	<p>■サーバー上のデータの遠隔地におけるバックアップについて【農業研究センター】</p> <p>サーバー上のデータは定期的なバックアップが行われているが、あくまでサーバーと同じ場所において行われているに過ぎないため、火災等の災害が発生した場合にデータが全て消失してしまい、事業の復旧までに非常に多大なコストと労力が必要となるリスクがある。</p> <p>コンピューターサーバー室から物理的に隔離された場所、可能であればセンター以外の遠隔地においてバックアップデータを保管する等の情報セキュリティ対策を行う必要があると考える。</p>	農林水産部	措置済	<p>定期的（四半期毎）に大容量外付けハードディスクにデータをコピーし、コンピューターサーバー室以外の場所に保管する運用とした。</p>

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況 (H30. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
36	<p>■物品の管理について【農業研究センター畜産研究所】 平成25年度の実査は実施されたが、備品管理一覧表（会計規則第188条）へ反映が行われていなかった。実査の結果は速やかに備品管理一覧表へ反映させる必要がある。</p>	農林水産部	措置済	H28. 6月末において、備品管理一覧表の整理を完了済である。
37	<p>■公有財産の管理について（財産台帳と登記簿面積の不一致）【農業研究センター畜産研究所】 畜産研究所では公有財産について、長年の間にわたって実地調査や登記簿謄本との照合作業は行われていなかった。近年になってその必要性を認識して少しずつ確認作業を始めているが、実地監査時点ではまだ作業完了には至っていない。実際に土地について財産台帳と登記簿謄本との照合を行ったところ、最新の登記簿謄本が入手されていないこともあり、面積が不一致となっているもの等、公有財産台帳と登記簿謄本の記録が一致していない状況となっている。</p>	農林水産部	措置済	平成30年3月末において、財産台帳と登記簿が整合していることを確認した。
38	<p>■公有財産の管理について（公有財産上の立木の管理）【農業研究センター畜産研究所】 公有財産である土地には自然発生した立木があることから、管理義務が存在する。しかしながら、広い面積を有して、多数の立木があり、十分な管理が行える状況となっていない。台風等の自然災害の場合は、道路や電線に接触して近隣への損害を生じる可能性がある。実際に近隣への損害を与えた場合は、管理義務を有している畜産研究所がその損害を賠償する必要があり、不測のコストが発生する可能性がある。そのため、費用対効果を考慮して、計画的にリスクの高い立木から伐採処理する等の管理を行う必要があると考える。</p>	農林水産部	措置済	平成28年3月において、危険木伐採作業を完了済である。
39	<p>■試験研究課題の評価の実施時期について【生物工学研究所】 評価作業が必ずしも次年度予算の作成前に終了していなかった。 適時に試験研究の評価を行うことで、その評価の結果を適時に翌年度の予算へ反映させるためには、一連の評価作業は予算作成が開始する前のなるべく遅い時期に完了させられるよう、評価のスケジュールを設定することが望ましいと考える。</p>	農林水産部	措置済	<p>「公益財団法人岩手生物工学研究センター機関評価実施要領」を策定（H27. 3. 5施行）し、研究課題評価の実施時期を予算作成前の9月と定めた。 なお、研究課題評価は以下のとおり。 事前評価：新規課題の評価（研究開始の前年度に実施） 中間評価：継続課題の評価（研究期間の中間年度に実施） 事後評価：終了課題の評価（研究終了年度に実施）</p>
40	<p>■契約書の記載項目について【生物工学研究所】 「空調衛生等設備保守点検業務委託契約」の契約書において、違約金に関する事項が記載されていない。また、「庁舎清掃業務委託」の契約書においては、違約金に関する事項は記載されているものの、他の委託契約書に記載されている違約金に関する項目の一部が記載されていない。 「空調衛生等設備保守点検業務委託契約」については、違約金に関する記載を省略すべき契約の性質又は目的が認識されず、「庁舎清掃業務委託」については、契約書に違約金の記載を行っている他の委託契約と異なる記載を行うべき契約の性質又は目的が識別されないため、違約金に関する記載を省略する、又は契約により記載内容を変更する積極的な理由も識別されない。</p>	農林水産部	措置済	平成27年2月16日付けで変更契約を締結し、違約金に関する条項を追加した。
41	<p>■情報セキュリティ管理について【生物工学研究所】 検査結果データや研究関連データが、研究所に設置のサーバー以外に保管されていない。 検査結果データや研究関連データには、開発中の特許に関するデータや公表前の論文用データ、業務上少数の者のみが閲覧することが予定されている情報等の重要な情報が含まれている。そのため、これらの重要な情報については、自然災害や事故等、万が一の事態に備えて予めバックアップをとり、別途安全な地域に保管することが望まれる。</p>	農林水産部	措置済	平成28年3月にバックアップ用サーバーを本館とは別棟（安全性評価実験棟）に設置し措置済みである。
42	<p>■関連当事者との取引の内容に関する注記について【公益財団法人岩手生物工学研究センター】 県と財団の間の事業委託契約による取引は関連当事者取引に該当し、財団の決算書への注記が必要となるが、財団の平成25年度の決算書によると、関連当事者との取引の内容の注記には「該当なし。」と記載されており、関連当事者たる県との取引が注記されていない。</p>	農林水産部	措置済	平成26年度決算書の「財務諸表に対する注記」の14 関連当事者（支配法人等）との取引の内容に岩手県との取引内容を記載した。

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況 (H30.12.31時点)	
			区分	措置内容
43	<p>■満期保有目的債券の会計処理について【公益財団法人岩手生物工学研究センター】 現在保有の債券については、平成26年度以降その他有価証券として分類される以上、時価評価する必要があるが、時価評価が行われていない。</p>	農林水産部	措置済	<p>基本財産の投資有価証券(30年満期の国債、額面1億円、平成24年購入)を平成26年度の決算において、満期保有目的以外の債権に分類し、時価評価を行った。 そのことについては、平成26年度決算書の「財務諸表に対する注記」の2重要な会計方針(1)有価証券の評価基準及び評価方法、3会計方針の変更、10満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益に記載した。</p>
44	<p>■行政コスト計算書【試験研究機関全体】 各試験研究機関ごとの行政コスト総額や、職員一人当たり、県民一人当たりの行政コストの絶対額が高いのかどうかを判断することはできないが、県内の他の研究機関との比較や可能な限り他県と同種の研究機関との比較、また経年比較等により、個々の研究機関のコストの多寡を実感することが肝要である。 そして、上記職員一人当たりあるいは県民一人当たりコスト指標のほかに、研究機関にとって有効な定量化されたコスト指標を構築することで、県民に対して、研究成果報告だけでなく、コストを基礎とした指標等に基づき、具体的な数値を含めた説明責任を果たしていくことが必要であると考えている。</p>	総務部	実現困難	<p>平成27年1月に総務省から「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」で示された「統一的な基準による地方公会計」に基づき、平成28年度の決算に関する財務書類を平成29年度に作成・公表しているところであるが、試験研究機関ごとの行政コストを個々に抽出して分析するためには、システム改修や人的体制の整備が必要となることから、当面、一般会計等(一般会計+地方公営事業会計を除く特別会計)、連結(全体+地方公営事業会計)、連結(全体+第三セクター等)の三区別の財務書類作成及び分析・比較等を行っていくこととしている。</p>
45	<p>■試験研究課題毎の原価計算について【試験研究機関全体】 試験研究活動の費用対効果を把握するうえで、個々の試験研究活動にどれくらいのコストがかかっているかの視点も重要であると考えている。 現在、各試験研究機関とも、試験研究のために直接支出した費用については、試験研究課題毎に集計しコストを把握することができるが、本来の意味で当該試験研究にかかったコストを全て集計しているものではない。具体的には、当該試験研究に携わった職員の人件費や非常勤職員等の報酬額はコストに集計されていないのである。 効果の発現に必要なコスト、あるいはコストに見合う効果を精緻に測定するためには、上述した人件費等も含めたトータルコストで測定すべきであると考えているが、現時点ではそれが実施されていない。</p>	環境生活部	実現困難	<p>環境保健研究センター(実現困難) 県の限られた財源を有効に活用しながら事業の効率的・効率的推進を図るために、県は事務事業評価を実施している。その中で費用対効果の改善に努めている。</p>
		農林水産部		<p>農林水産部所管機関(実現困難) 県の限られた財源を有効に活用しながら事業の効率的・効率的推進を図るために、県は事務事業評価を実施している。 なお、事務事業評価を実施する中で費用対効果の改善に努めているものである。</p>
46	<p>■試験研究機関の連携強化【試験研究機関全体】 それぞれの試験研究機関は、それぞれの行政目的に従って研究活動を実施しており、国の研究機関や、大学等教育研究機関など広く産学官とも連携を図りながら研究活動を行っている。また、生物工学研究所や公益財団法人生物工学研究センターは農林水産の各分野の試験研究機関が実施する応用研究のための基礎情報を提供しており、連携が図られているところである。 また、環境生活部所管の環境保健研究センターと他の研究機関との連携については、所管部局が異なっているものの、研究内容に応じて、農林水産系の試験研究機関との連携も行っているところである。 貴重な研究資源を最大限に生かす観点から、研究の重複を避け、試験研究機関間で連携できる課題について更なる連携の推進をお願いしたい。</p>	政策地域部	措置済	<p>平成27年4月及び5月に公設試験研究機関所管室課長等連絡会議や公設試験研究機関所長等連絡会議を開催し、情報共有や協力体制の構築に向けて、研究課題等に関する情報交換等を行った。</p>

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況 (H30. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
47	<p>■地方独立行政法人化と新地方公会計について【試験研究機関全体】</p> <p>行政コストの考え方を、取り入れ、広く説明責任を果たすには、現在の県の歳入歳出の中に含まれた形での予算決算経理では限界がある。これを解消するためのひとつの選択肢として、地方独立行政法人化が考えられる。</p> <p>地方独立行政法人化は、あくまでもコストを見える化して説明責任を果たすとともに、より効率的・効果的な試験研究を行うためのひとつの選択肢として検討することが必要であり、地方独立行政法人化が困難である場合であっても、同様の目的を達成するための方策は継続的に検討すべき事項であるとする。</p> <p>この点、今後の地方公会計で求められる統一的基準による財務書類の活用方法として、事業ごとあるいは施設ごとの行政コストを計算し住民への説明責任や県の行政評価等の内部管理目的のために十分活用することも考えられるところである。</p>	総務部	実現困難	平成27年1月に総務省から「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」で示された「統一的な基準による地方公会計」に基づき、平成28年度の決算に関する財務書類を平成29年度に作成・公表しているところであるが、試験研究機関ごとの行政コストを個々に抽出して分析するためには、システム改修や人的体制の整備が必要となることから、当面、一般会計等（一般会計＋地方公営事業会計を除く特別会計）、連結（全体＋地方公営事業会計）、連結（全体＋第三セクター等）の三区分の財務書類作成及び分析・比較等を行っていくこととしている。
		政策地域部	実現困難	先端科学技術研究センターの地方独立行政法人化（実現困難） 先端科学技術研究センターは、建物内に専門職員を配置していないため、地方独立行政法人化のメリットを享受することはできないが、広く説明責任を果たすための方策については、他の試験研究機関の方策を参考に検討する。
		環境生活部	実現困難	環境保健研究センターの地方独立行政法人化（実現困難） 環境保健研究センターは、主に行政処分、行政指導の根拠となる行政検査、試験等を実施しており、独法化による財政面、人事面でのメリットが見込まれないことから独法化にはなじまないものとする。 平成26年度からの所管部局の異動を契機として、現在、改めて「県民本位」を基本方針に改革を進めているところである。
		農林水産部	実現困難	農林水産部所管機関の地方独立行政法人化（実現困難） 行政及び普及部門との連携や資金力の弱い農林水産業者との関係を考慮した場合、独法化は必ずしも効果的、効率的な行政サービスの向上に寄与せず、現行の形態が最も適当と考える。
48	<p>■生物学研究所を県の研究機関とすることの意義【生物学研究所】</p> <p>現在では、生物学研究所のように、バイオテクノロジーや遺伝子工学などを扱う都道府県立の公設試験研究機関は稀な存在となっている。</p> <p>財団の研究は、高度に専門化された基礎研究であり、全国的あるいは世界的にも著名な研究員を抱えて研究を行っている。そのため、受託研究等の外部資金の獲得実績は顕著であり、県（財団）の収入に寄与しているものの、一方で高額な人件費負担もあり、毎年度、県が2億数千円円の委託費（試験研究事業費）を財団に支出している。</p> <p>岩手県が農業県であるとはいえ、毎年度多額の委託料の負担を継続してまで、県の公設試験研究機関として維持する必要があるのか疑問である。</p> <p>移管のために一時的に発生するコストと今後の委託料の負担と他の考慮すべき事項を比較考量したときに、やはり県の事業として継続することが望ましいのか、あるいは他の機関に委譲することが望ましいのかを検討することは、十分に価値のあることではないかと考える。</p>	農林水産部	実現困難	生物学研究所（生物学研究センター）はこれまで、水稲のDNAマーカー開発による品種開発の効率化や、病害診断技術の開発による病害発生予防による安定生産の向上のほか、イサダの脂肪蓄積抑制効果の発見等、本県農林水産物の高付加価値化に寄与している。 研究成果を県の公設試験研究機関に技術移転し、品種開発等の実用化研究につなげるなど、現場に密着した技術開発を継ぎ目なく実施できる環境は県にとって有益であり、県の農林水産業、食品工業等の振興に向け、現行の体制を維持することが適当と考える。

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況 (H30.12.31時点)	
			区分	措置内容
49	<p>■高額物品の有効活用【試験研究機関全体】</p> <p>各試験研究機関が保有する研究用の備品の備品は、精密機械であることから高額物品になりがちであるが、高度に専門的な精密機械であるため、各試験研究機関での必要性について監査人が具体的に論じることが困難であるが、7つの試験研究機関を実地監査した結果、感じたこととして以下の点を上げたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の試験研究機関で同じ研究用備品を保有しているケース ・全く同じではないが、同種の研究用備品を保有しているケース ・使用頻度が年に数回程度の研究用備品を保有しているケース <p>試験研究備品の中には、一つの試験研究機関で同種のことを複数保有しているか、あるいは複数の試験研究機関で保有しているものがあった。</p> <p>県では、試験研究用備品は、重要物品として研究機関相互間で、お互いが保有している物品の状況を確認することが可能であり、新たな物品を購入する場合は、当然にその点も確認するため、同じ備品の二重取得を防止しているし、研究用備品の有効活用についても十分な配慮が行われているところではあるが、引き続き有効活用をお願いしたいところである。</p>	政策地域部	措置済	先端科学技術研究センター（措置済） 先端科学技術研究センターでは、高額物品を独自に保有していないが、同センターが独自に保有しようとする場合は、他の試験研究機関と連携を図り有効活用を図る。
		環境生活部		環境保健研究センター（措置済） 試験研究用備品については、危機管理時対応を勘案のうえ必要な機種・台数を保有しているものである。 なお、新たな物品を購入する場合は、他の試験研究機関の保有状況や共同利用の可能性なども含め、必要性を検討することとする。
		農林水産部		農林水産部所管機関（措置済） 高額試験研究備品について、独自に保有しようとする場合は、費用対効果を勘案のうえ、他の試験研究機関と連携を図り有効活用を図ることとする。
50	<p>■高額物品の棚卸と重要物品管理一覧表への反映【試験研究機関全体】</p> <p>各試験研究機関で、物品の現物確認の状況を聴取したところ、現物確認を実施しているものの、重要物品管理一覧表（以下一覧表）への反映が未了である機関があった。</p> <p>今回の実地監査で、それらの物品の実在性について、すべてを確認することはできなかったが、上述したとおり、現物確認の結果が必ずしも適時に一覧表に反映されているとはいえない現状から推察すると、現物と一覧表との乖離を是正することが急務であると考ええる。</p> <p>また、是正措置を講ずる際には、個々の研究機関の主体性に任せるのではなく、所管部局の統制のもと、足並みをそろえて本件問題に当たる必要があろうと考える。</p>	政策地域部	措置済	先端科学技術センター（措置済） 先端科学技術研究センターでは、高額物品を独自に保有していないが、保有しようとする場合は、現物を確認した上で重要物品管理一覧表に反映し、現物と重要物品管理一覧表に乖離がないように管理を徹底する。
		環境生活部		環境保健研究センター（措置済） 環境保健研究センターでは、現物と重要物品管理一覧表との突合を確実に実施し、適正な備品管理を行っている。
		農林水産部		平成28年度に農業研究センター畜産研究所において、重要物品管理一覧表と現物の照合を実施。（措置済） 平成30年度内に部内各試験研究機関に対し、改めて備品管理一覧表と現物との照合について通知する。
51	<p>■鳥獣被害対策事業への取り組みについて【試験研究機関全体】</p> <p>環境生活部が所管する環境保健研究センターにおいて、動物（クマ）の個体数の研究を実施しており、農林水産部の所管する農業研究センターでは、農業技術の研究とあわせて、鳥獣被害の現状を踏まえて、鳥獣被害防止技術の研究についても取り組みを始めつつあるところである。</p> <p>個体数の管理と現場での対策の両輪による対策を推進することが喫緊の課題であるが、これらを実践するためには、鳥獣被害対策事業を部局の垣根を越えた全庁的な課題として、例えば対策部門やプロジェクトチームを組成し、専門的に鳥獣被害対策に取り組める体制を構築することが考えられる。</p> <p>年間数億円にのぼる農作物鳥獣被害額を低減するために、「平成26年度鳥獣被害防止対策の取組」において言及している現行の取組を加速度的に推進することが望まれる。</p>	農林水産部	措置済	農業研究センターは、平成26年12月から鳥獣被害対策に係る全庁的な組織として設置された「岩手県鳥獣被害対策検討チーム」の構成員として国や他県研究事例の収集・整理を中心として活動を展開中である。

No.	指摘等事項	所管部局	措置の状況 (H30. 12. 31時点)	
			区分	措置内容
52	<p>■動物の管理帳票の書式について【試験研究機関全体】</p> <p>会計規則第189条に定める動物・生産物生産報告書(様式第125号)においては、頭数の受入数量に関する記載欄があるが、現に存在する動物の価格(評価額)について記載する欄はない。同様に、会計規則第201条(3)に定める動物・生産物出納票(様式第129号)においても、頭数の受入れと払出しに関する記載及び払出し価格に関する記載欄があるが、現に存在する動物の価格(評価額)について記載する欄はなく、会計規則上は実質的に動物については価格管理を要求しない書式となっている。</p> <p>一方、物品管理規則は価格を付しての管理を要求しており、当該要求と会計規則での要求との間に不整合があることが問題となる。</p>	出納局	実現困難	<p>会計規則と物品管理規則の整合を図るためには、物品管理規則において動物や生産物の取得価格の評価基準や減価償却等の基準を定め、その価格(評価額)について適正な管理記録方法を検討する必要があるが、昨年度、管財課において動物の価格(評価額)の基準を設定することは困難として措置されたところである。</p> <p>このことから、現時点で会計規則を改正する必要はないものと判断している。</p>
53	<p>■特許権の維持管理に関する取り扱いの明確化【試験研究機関全体】</p> <p>特許の維持管理に関するいずれの規定又は要領においても、特許登録後、特許権を維持管理すべきか否かについての定期的な判断を求める記述はない。</p> <p>特許権を維持するにあたっては特許料が発生するため、具体的な実施許諾を伴う具体的な技術移転先がない場合について、特許権を維持し続けるべきか否かの判断があつてしかるべきである。</p> <p>実務的には、特許料の減免措置が講じられる期間(10年)を目安に、維持更新の判断を加える方針であるとのことであるが、当該特許権の維持・廃止に関する県としての取り扱い方針としての規定や要領が明文化されていないため、明文化する必要があると考える。</p>	政策地域部	措置済	<p>各部局等の状況等を改めて確認のうえ、特許権等の維持・廃止に関する県としての統一的な指針となる「岩手県知的財産事務に係るガイドライン」を策定した。</p>
54	<p>■動物の価格評価方法について【試験研究機関全体】</p> <p>動物は物品を構成するため、財産に関する調書において、動物の保有頭数についても記載する必要があるが、県の財産に関する調書においては、動物の頭数はゼロであった。県は重要物品のみ財産に関する調書に記載する方針であるが、重要物品に該当するか否かの判断をするための価格評価方法が必ずしも明確ではなかった。</p> <p>県内部での生産動物については、物品管理規則上「生産によるものは、原料価格に生産費を加えた金額」との記載はあるが、原料価格や生産費が必ずしも定義されていないため、取得時(生産時)価格の妥当な評価方法が明らかとはなっていない。</p> <p>動物が重要物品であるか否かを判断することは、財産に関する調書に記載すべき重要物品であるかを判断するとともに、今後の地方公会計で作成することが求められる財務書類作成に当たって整備が必要とされる固定資産台帳には少なくとも財産に関する調書に記載すべき重要物品については固定資産として固定資産台帳で管理することが必要であると考えられることから、動物の価格評価方法を明らかにし価格を付すことが不可欠である。</p>	総務部	実現困難	<p>動物の価格(評価)について、他県の状況等を踏まえて検討した結果、動物の価格は市場価格に基づく評価によるのが適当と考えられることから、原料価格及び生産費の定義を設定するのは、困難である(他県を調査したところ、動物の評価を実施している県はなかったものである)。</p> <p>なお、平成27年1月に総務省から「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」で示された「統一的な基準による地方公会計」では、重要物品に該当する動物については、固定資産台帳に計上する取扱いとされていることから、取得価額を基準に計上するかどうかを判断することとし、そのための関係規程の改正について、出納局と調整する。</p>
55	<p>■賃貸借により使用する物品(以下賃貸物品)について【試験研究機関全体】</p> <p>物品については、会計規則で備品管理一覧表による一覧管理が求められており、物品には借受物品も含まれることとされている。</p> <p>今後、固定資産台帳の整備を行うにあたっては、賃貸物品のみならず工作物等の公有財産を賃借している場合は、当該賃貸物件がリース資産に該当するか否かを判断し、固定資産に計上すべきリース資産に該当する場合は、固定資産台帳に記載し管理する必要があることに留意が必要である。</p>	総務部	措置済	<p>固定資産台帳マニュアルに「リース資産」取扱いを示しており、該当資産となるものは固定資産台帳に計上し管理することとした。</p>